

換地処分に伴う住所変更について（お知らせ）

乙川中部土地区画整理事業では、令和9年度末の換地処分を予定しており、換地処分公告の翌日より現在の地形に合わせた町丁目界の住所に変更となります。これに向け、現在の進捗状況をお知らせいたします。

※下記項目は全て換地処分公告（令和9年度末予定）の翌日からの適用となります。

◇町丁目界について

町丁目界とは？

住所で使われる町や丁目の境界のことです。

町丁目界が現在のままであると、宅地内に町丁目界が存在するなどし、皆様の生活への悪影響や市民サービスの低下となる恐れがあります。このため、本事業で整備した道路や河川に合わせ、添付図面のように町丁目界が変更となります。

なお、この町の区域の変更は地方自治法第260条第1項の規定により、令和7年第2回半田市議会定例会議案に上程し、可決されました。

◇地番について

現在使われている町名地番を設定することができないため、地番の変更は区域内全域が対象となります。

◇小学校区について

町丁目界変更に伴い影響がある区域は、裏面と別紙変更箇所図面のとおりです。

本事業区域を学区外通学の許可の対象とするため、希望される場合は引き続き同じ小学校に通学いただけます。

◇投票区について

今後担当課と協議を重ねていきます。

詳細が決まりましたら、随時ご案内させていただきます。

また、この住所変更に伴い、市役所が金銭を請求したり、マイナンバーカードなどの個人情報を持ち出すよう要求することはありません。不審な出来事がありましたら、半田市市街地整備課にご相談ください。

【お問合せ先】

半田市市街地整備課 乙川中部担当

0569-22-9302

【町丁目名 旧新対照表】

○：乙東→乙川

●：乙川→乙東

	旧町丁目名	新町丁目名	小学校区の変更
①	庚申町2丁目	飯森町	
②	飯森町	庚申町2丁目	
③	大池町4丁目	庚申町2丁目	○
④	大池町4丁目	飯森町	○
⑤	飯森町	大池町4丁目	●
⑥	庚申町2丁目	大池町4丁目	●
⑦	大池町3丁目	平地町4丁目	
⑧	平地町2丁目	平地町4丁目	
⑨	平地町4丁目	平地町2丁目	
⑩	大池町4丁目	大池町3丁目	
⑪	平地町4丁目	大池町3丁目	
⑫	平地町4丁目	大池町4丁目	
⑬	大池町4丁目	平地町4丁目	
⑭	花田町2丁目	平地町4丁目	
⑮	花田町3丁目	平地町4丁目	
⑯	大池町4丁目	花田町3丁目	
⑰	大池町4丁目	小神町	
⑱	小神町	大池町4丁目	
⑲	乙川太田町1丁目	小神町	●
⑳	小神町	向山町1丁目	
㉑	花田町3丁目	小神町	
㉒	花田町3丁目	向山町1丁目	
㉓	向山町1丁目	花田町3丁目	
㉔	大松町2丁目	花田町3丁目	
㉕	花田町3丁目	花田町2丁目	
㉖	大松町2丁目	向山町1丁目	
㉗	向山町1丁目	大松町2丁目	
㉘	乙川太田町2丁目	小神町	●
㉙	向山町2丁目	小神町	
㉚	向山町1丁目	小神町	
㉛	向山町2丁目	向山町1丁目	
㉜	乙川向田町1丁目	向山町2丁目	●
㉝	乙川向田町2丁目	向山町2丁目	●
㉞	乙川向田町1丁目	乙川向田町2丁目	
㉟	乙川浜側町2丁目	乙川向田町1丁目	
㊱	乙川浜側町2丁目	乙川向田町2丁目	
㊲	浜田町1丁目	乙川向田町2丁目	
㊳	乙川太田町2丁目	向山町2丁目	●

※上記①～㊳は、別紙「町丁目界 変更箇所図」の番号と連動しております。